

○氏名： 飛田 仁 (とびたひとし)
○会員番号： PE-0208
○専門分野： Mechanical



'09.5 月にJSPE に入会し、この度、PEN 会員からPE 会員へ資格を変更した飛田です。PE の登録は既に2 年前に済ませておりましたが、資格変更に伴いPE 登録体験記の依頼を受けましたので、少し古い情報で恐縮ですが過去のE メールから日付をさかのぼってみました。

'07.10 月 FE Exam 合格 (東京・JPEC)

'08.10 月 PE Exam 合格 (東京・JPEC)

'09.3 月 PE Registration についてカリフォルニア州 (CA) へ問い合わせ

→ SNN (Social Security No.)、ITN(Individual Taxpayer ID No.)が無いと不可

'09.5 月 2/24 付でオレゴン州 (OR) へ問い合わせた回答を約2 ヶ月後に受領

→ 登録申請書がEmail に添付されていたが、申請をためらい半年無駄に

'09.12/25 ワシントン州 (WA) へ問い合わせ 翌日回答

→ SNN がなくても可、Application by Comity Form で申請可の連絡あり

'10.1 月 Reference の依頼 (上司とその知人PE3 名、元上司と部長の計5 名)

'10.2 月 Application Form の作成

'10.3/21 NCEES へWeb のFeed Back フォームから問い合わせ

→ Exam Verification Form の送付先担当者、PDF ファイルでOK、費用不要

'10.3/23 Application Form & Money Order(国際郵便為替) を郵便局からEMS で送付

'10.3/25 NCEES へWA のPE Exam verification 送付を依頼 (PDF ファイルを添付)

'10.4/2 WA DOL(Dept. of Licensing)よりVerification Form の未受領の連絡 およびLaw & Ethics の試験案内 (Web 受験のI-ナンバー名、Password) を受領

'10.4/5 Web でLaw & Ethics のテストを受験

(25 問4 択式の問題で、州規則WAC,RCW を読みながら回答可)

'10.4/15 WA DOL より4/16 にLicense No.発行の旨通知

'10.12 月 更新の手続き (初回のみ誕生日で更新が必要、以後2 年毎)

'12.12 月 再更新の手続き

WA への登録申請で一番頭を悩ませられたのが、Application Form のなかにある、8 つのWork experience descriptions でした。

- A. Formulating conclusions and recommendations
- B. Identifying design and/or project objectives
- C. Identifying possible alternative methods and concepts

- D. Defining performance specifications and functional requirements
- E. Solving engineering problems
- F. Interacting with professionals from other area of practice
- G. Effectively communicating recommendations and conclusions
- H. Demonstrate an understanding and concern for energy/environmental considerations, socioeconomic impact, and sustainability of resources

これに対して、各5～6行で以下のような内容を記載しました。

- A. 何に使うどんな機器のDesign engineer か、また、設計計算や応力解析を担当していること、設計書、報告書、材料購入仕様などを作成していることを記載
- B. 機器の使用温度や圧力を述べ、設計の目的を記載
- C. 設計方法として、ルールや数値解析によるものなどを行い設計していること、またそれによって何を達成したかを記載
- D. 機器に要求される機能を述べ、そのためにどんなことを行ったかを記載
- E. 数値解析などを利用し設計上のどんな問題を解決したかを記載
- F. 設計上の問題を解決するため、材料、品管、調達など他分野の専門家との関係
- G. 通常業務での他部署との関係、相互理解、会議開催、事前準備、議事録を記載
- H. 機器製造時のエネルギー・材料消費削減、軽量化によるメリット、その影響を記載

上記したことが、回答として要求を満足するものであったかどうか分かりませんが、私の場合はこれで認められたようです。ちなみに、CA、OR、WA への問い合わせは全てEメールで行いましたが、2ヶ月後にメールで回答というケースを除いて、回答はどこも早かったです。

年末12月にPEの更新手続きを済ませたところですが、WAではCPDの提出はありません。更新年の誕生日前に自宅に送付されてくるLetterに、更新手続きとパスワードが記載されており、Webを通して指定のページにアクセスし、クレジットカード番号を入力すれば、それで更新は完了します。

私の場合、日本に住みながら東京でFE&PE試験を受験し、米国のSNNやITNも持たずにWA州への登録を果たせたのですが、'12.11/4付でJSPEから頂いたメール「州登録動向」によれば、私のケースでは、'12.8/1以降WAへの登録申請ができなくなったようですので注意が必要です。NCEESは米国以外での試験を実施しているにも係わらず、州登録できなければ試験の意味がないと思うのですが、私のようなケースで、これからPE登録を目指している方には一段敷居が高くなった様に思います。

現在、JSPE関西英語セミナーに参加しております。仕事では英語を読む機会が多いのですが、話す機会は少なく一方通行のコミュニケーションになりがちです。今年は、ここから脱却し話せるようになりたいというのが新年に向けての抱負です。